

第2回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 令和3年12月20日(月) 午後1時30分～3時00分
会 場 小田原市役所(3階301会議室)
会議形態 対面会議
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、五十嵐委員、植田委員、神谷委員、
志澤委員、瀬戸委員、原田委員、村上委員、山岸委員
市職員：【市民部】早川部長、山下副部長
【人権・男女共同参画課】竹井課長、町山係長、大澤主任
欠席者 山岡委員
傍聴者 0人

会議概要

1 開会

吉田委員長	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>事務局から出席委員の確認をお願いします。</p>
事務局【町山係長】	<p>こんにちは。本日は、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の委員会の出席委員は10名で1名が欠席でございます。また、傍聴者はございません。</p> <p>なお、本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>※【別紙 配布資料一覧】を読み上げ</p> <p>資料3につきましては事前送付した内容から一部変更したことから、差し替えとして、机の上に置かせていただきました。</p> <p>そして、本日、当日配布の追加資料として、横須賀市人権施策推進指針の抜粋、小田原市自殺対策計画(概要版)、かながわ人権施策推進指針(改定素案)の抜粋を配布させていただきました。</p> <p>資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。</p> <p>(委員 配付資料確認)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。</p> <p>吉田委員長、よろしくお願いいたします。</p>

4 議題

(1) 小田原市人権施策推進指針の改定について

ア 第1回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について

吉田委員長	<p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)小田原市人権施策推進指針の改定についてとして、「ア 第1回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題(1)ア 「第1回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について」説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。10月に開催しました第1回の委員会を踏まえ、委員の皆さまからいただいたご意見・ご提案を一覧表として記載しており、それに対する事務局としての考えを示させていただきました。</p> <p>原田委員からは、市で行っている姉妹都市との交流事業についてのご意見や新しい指針については、市民に馴染み、心に届くような工夫をしてはどうかとのご提案をいただきました。第1回の委員会の中でも市民との共有が必要とのご意見もございました。絵なども入れつつ、見やすい工夫をするとともに、難しい言葉をできる限り少なくすること、説明文を別に設けるなどの対応を行っていきます。表現の仕方などにおいて、委員の皆様からも、この部分をこのように変えてはどうか、などのご意見をいただければと思っております。</p> <p>また、子どもの人権に係る相談件数のご質問については、関係課へ昨年度の1年間における児童相談や青少年相談の件数に対し、どの程度相談ケースを継続しないで済んだのか、状況を調べてもらったところ、本人や家族の方が望んで相談していないケースが多く、何をもちょう解決の指標とするかが難しいことから、数字で表すことが難しい状況でございます。児童相談について言えば、様々な関係機関とで協議している要保護児童対策地域協議会のケースでは、令和2年度末の段階で300件以上のケースが継続中とのことでありその数は過去5年間で毎年増えています。どのような事案が解決できていないのかは、それぞれ内容が異なるため一概に答えることは難しいですが、子どもの人権に係る相談については注視して今後の施策を考えていく必要があると思えます。</p> <p>山岡委員からは、過去の事象などを踏まえ、庁内での人権課題となる声を集約してほしいとのご意見をいただきました。いじめの話、災害時の障がいのある方への課題の話も含め、各課で取り組んでいる事業の中で市民等の皆様から寄せられたご意見がありましたら、その内容を踏まえた施策を検討してもらおうよう働きかけてまいります。</p>

	<p>志澤委員からは、新しい指針について、これまでの構成を引き継ぎつつ、新たな分野を取り上げ、示していくことが良いとのご意見をいただきました。分野別人権課題として新たに上げていくべき項目について、後ほどの議題の中でご協議をいただければと思っております。</p> <p>山岸委員からは、子どもの人権に関する、法改正された点などについて情報提供をいただきました。今後、各分野別の人権施策について検討していく中で、現状と課題の整理において反映していくとともに、具体的な施策の中にも落とし込んでいきたいと考えています。</p> <p>いただいたご意見やご提案については、可能な限り新しい指針に要素を取り込み作り上げてまいりたいと思います。事務局の考え方に対するご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>以上で、議題（１）アについて説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>よろしいでしょうか。それでは、ご質問等もないようですので、これで議題（１）を終わらせていただきます。</p>

イ 指針改定に関する過去の委員会内での意見・提案について

吉田委員長	<p>次に、議題（１）イ「指針改定に関する過去の委員会内での意見・提案について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（１）イ「指針改定に関する過去の委員会内での意見・提案について」説明させていただきます。</p> <p>資料２－１及び資料２－２をご覧ください。</p> <p>第１回の委員会において、過去に多くの時間をかけて議論し、積み上げてきた部分を事務局でまとめさせていただくということとなっております。資料２－１については、過去の指針改定に絡む当時の委員の方のご意見をまとめたものとなっております。それ以外でも、過去には、市で行っている具体的な人権施策の事業について様々なご意見をいただいておりますが、そこについては膨大な資料となりますことから、今後、各分野別に施策を議論していく中で、資料としてご提示していきたいと考えております。</p> <p>また、資料２－２については、令和元年度において、委員会の中では協議ができておりませんが、大石副委員長から、新たな指針策定にあたり指針策定の趣旨や基本理念等を修正した案をいただいておりますので、提示させていただきました。</p> <p>それでは、資料２－１にお戻りください。指針改定におけるご意見</p>

	<p>が現行指針のどの部分に当てはまるのかを分けて載せております。年度の欄にある枝番号の数字は R1-1 であれば、令和元年度の 1 回目の委員会、R1-2 であれば令和元年度の 2 回目の委員会で発言されたことを表しています。</p> <p>多岐にわたりご意見が出ておりますが、第 1 章から第 3 章までのことについては、前回の委員会でお伝えした内容が殆どで追加意見はございません。第 4 章の分野別施策に関することとしては、新たな人権課題の分野を検討する必要があること、外国籍の方の人権としては、ヘイトスピーチを盛り込んでどうかのご意見や貧困問題について新しい指針に取り上げてどうか、また、性的マイノリティについて個別の分野別施策として項目立てを求めるご意見などがございました。</p> <p>事務局としましては、過去に出されたご意見全てを盛り込むことはできませんが、出来る限り指針へ反映していくことを考えております。この資料 2-1 については、参考として捉えていただき、委員の皆様から今後いただくご意見についても記載の仕方などを調整しながら反映してまいります。また、資料 2-2 については、次の議題において特に関係する内容でありますので、その際に皆様からご意見をいただけたらと思っております。</p> <p>以上で、議題（1）イの説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。ただいま、資料 2-2 について言及がありましたが、一段落を加えて修正したものが、資料 3 の冒頭としてありますので、次の議題の中で詳しく諮りたいと思います。</p> <p>それでは、ここまでの所でご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
吉田委員長	五十嵐委員お願いします。
五十嵐委員	SDGs のようなことは、どこかに入っているのでしょうか。
事務局【大澤主任】	<p>ただいま、委員からお話しいただいた SDGs につきましては、次の議題に係りますが、資料 3 の中の 2 ページ目、指針策定の背景という見出しがありまして、そこに世界の動きという項目がございます。これまでの現行指針では載ってはいませんが、ここで新たに SDGs に係る内容を世界の動きの中に入れております。</p>
五十嵐委員	感覚的には国内の動きであると思っております。
吉田委員長	国内の動きにも入れた方が良くということでしょうか。
五十嵐委員	そうですね。世界の動きだけでなく、国内でも当たり前のことであると思えます。入っていないことで、ここには入っていないのかと言われてしまうのではないのでしょうか。
吉田委員長	国内の動きとして入れてはどうかのご意見ですが、事務局として

	の対応はいかがでしょうか。
事務局【大澤主任】	SDGs の話を国内の動きに入れることにつきましては、表現の仕方を考えさせていただき、反映させていただければと思います。ありがとうございます。
吉田委員長	他にご意見、ご質問はございますか。
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	よろしいでしょうか。 それでは、次の議題に進めさせていただき、何か気が付かれたことがございましたら、その時にご質問等をお願いします。

ウ 第1章から第3章までの素案について

吉田委員長	次に、議題（1）ウ 第1章から第3章までの素案について 事務局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	<p>続きまして、議題（1）ウ 「第1章から第3章までの素案について」説明させていただきます。</p> <p>本日机上配布させていただきました資料3をご覧ください。</p> <p>こちらは、前回の委員会で議題としました新たな指針の方向性やこれまでの委員会でいただいた委員の方々からの意見・提案等を踏まえ、事務局で素案を作成したものです。</p> <p>今回、現行指針から多くの箇所では修正・加筆しております。変更した主な内容については、資料右側にコメントを付けておりますので、ご参考としてください。</p> <p>また、事前送付させていただいた資料から変更した箇所は、1ページ目、指針策定の趣旨で、説明文を直しています。</p> <p>まず初めに、構成としましては、第1章で指針策定の趣旨、位置づけ、背景として国内外の動き、市の取組を記載しております。今回、新たに指針の改定についてということで、改定を行った理由、そして改定に当たりどのような視点で望んだのかを入れさせていただきました。第2章では、基本理念、基本目標とともに、これまで第3章に記載しておりました指針に取り組むうえでの姿勢に係る内容を第2章に移動し、基本目標を達成するためにどのような視点で考えていくのか、基本目標との結びつきが強くなるように変更しました。第3章では、これまで、「人権教育・啓発の推進」「相談・支援の充実」「市民団体や関係諸機関との連携」の3つを大きな柱としておりましたが、「相談・支援の充実」の（2）相談・支援の連携と「市民団体や関係諸機関との連携」の内容が現行指針で重複していました。そこで、内容を見直し、「市民団体や関係諸機関との連携」に代えて、「人権施策推進に向けた多様な主体との連携」を入れさせていただきました。これは、様々</p>

な教育・啓発の推進及び相談・支援の充実を図りつつ、施策を動かしていくためには、多様な主体と連携しながら推進していくことが大切であるという考えで加えたものでございます。

それでは、第1章にお戻りいただき、現行指針からの変更点についてご説明させていただきます。

第1章における、指針策定の趣旨としましては、大石副委員長の案を参考に作成しております。また、冒頭の人権がなぜ大切であるかという問いに対し、丁寧な説明となるよう文章を見直しました。次に、「指針の位置づけ」としましては、より強い表現を取り入れています。施策を着実に進めていくということや現行指針では「庁内の各種計画も人権の視点を取り入れた計画となるよう」と表現していましたが、取り入れることはあたり前という姿勢で考えるべきであることから表現を変更しております。

次に世界の動きにつきましては、先ほどご意見としてもいただきましたが、後半にSDGsに係る内容を新たに記載しております。続きまして、小田原市の取組につきましては、現行指針における過去の総合計画や他の計画のことなどを大幅に削除しました。それに代わり、先ほどお伝えしました指針の改定についての考え方に関する文章を新たにに入れております。

続きまして、第2章としては、先ほどご説明したとおり、基本理念、基本目標、そして指針に取り組むうえでの姿勢を1ページの中で表現しています。基本理念の説明箇所では、これまで意見が出ておりました世界人権宣言の趣旨について、大石委員の案を参考に入れさせていただきました。基本目標については、より短い文章で簡潔に書くことを意識しています。「参加と協働による人権施策の推進」の中で、これまで市民と行政が参加・協働する体制を構築し、とありましたが、いつまでも体制を構築するといった表現はおかしいことから表現を変えたことや、「人権意識・人権感覚の向上」として、これまでは市職員を主体とした書き方となっていたものを、職員、市民問わず、関係するすべての人を対象とした表現に修正しております。

続きまして、第3章としましては、1「人権教育・啓発の推進」では、学校教育の場では子どもたちをどのように育てるかという視点に加えて、教える側の指導力強化についても記載をしたところです。社会教育の場では、市民だけでなく、人権課題の解決につながる取組を行っている企業等へも支援をしていく姿勢を入れております。また、これまで「特定職業従事者に対して」ということで、市職員をはじめ、国や県の他の公務員、医療関係者などに対し、人権意識を高めてもらうよう働きかけをするとしていた箇所については、行政職員等に対し

	<p>てという形で表現を変更しております。</p> <p>2「相談・支援の充実」としましては、相談窓口を知らないケースやなかなか相談につながらないケースもある中で、適切な支援につなげていくことが行政の責務であり、これまで「相談・支援の連携」と表現していた部分を「相談から支援につなげる体制の強化」と変更し、一時保護や自立支援の文言を入れるなど、より具体的な表現を入れるようにしました。</p> <p>次に、3「人権施策推進に向けた多様な主体との連携」につきましては、先ほどご説明しましたが、様々な主体と連携しながら施策を進めていく内容としています。</p> <p>以上のように、現行指針に対し、新しい要素を入れつつ、文章全体を見直しました。ページ数としましては、現行指針と変わっておりませんが、見せ方なども直す形で素案として作らせていただきました。</p> <p>以上で議題（1）ウの説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど五十嵐委員からいただいた意見につきましては、第1章の3の（2）の末尾に加えるような形となるかと思いますが、加え方についてはペンディングとして、その他ご意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>五十嵐委員、お願いします。</p>
五十嵐委員	<p>第3章の2「相談・支援の充実」の（2）について、それ以外では外国籍の事が書かれているのですが、ここでは、子ども、女性、障がい者へということに抜けているように思えます。他とのバランスを考え入れたほうが良いのではないのでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>確かに入れたほうが良いと思います。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>村上委員、お願いします。</p>
村上委員	<p>3点あります。</p> <p>第2章 1 指針の基本理念で世界人権宣言を引用しているとのことですが、2行目は「人間は、理性と良心とを授けられており」となっていて、「と」が抜けています。それと、1行目から2行目にかけての引用で、「かつ、尊厳と権利とについて平等である」となっているので、正確に引用するのであれば、2箇所を入れたほうが良いと思います。</p> <p>2点目は、「第3章の人権施策の推進に向けて」の1 人権教育・啓発の推進の（2）社会教育の中で、市民の人権教育を推進すると言っています。（3）でも市民啓発ということで、啓発活動を推進するとしていますが、両者の違いが読んだ時にはっきりしないと感じます。も</p>

	<p>う少し明確に違いを出すほうが良いと思います</p> <p>3点目は、同じ第3章の2 相談・支援の充実について、(1)が相談窓口の充実ということで、行政組織の相談窓口という印象を受けるが、(2)が相談から支援につなげる体制の強化ということになると、相談窓口に実際来た人は支援のテーブルに乗ってくるわけであるが、そうでない人をどうするかということで、コメントでは、なかなか相談につながらないケースや相談窓口を知らないケースもある、と書いてあるように児童虐待では親は相談意識を持っていない。でも子どもが相談に来れるのかという話でもない。折角、コメントにも相談につながらないケースなどに対する問題意識がある中で、ここで述べていることは硬直したような印象を受けてしまう。もっと重層的というか、多角的に支援につなげるチャンネルを作っていきます、というような視点がここで示せれば良いと感じます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>社会教育と市民啓発の違いについて事務局はいかがですか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>上2つが教育、3つ目が啓発ということで分けさせていただいたところですが、市民啓発について具体的にもう少し書くことができると違いが出てくるかと思います。</p>
吉田委員長	<p>なかなか一般市民を教育するという事は難しいですね。学校を意識しているのが(2)で、啓発が(3)であるのかと思います。</p>
事務局【大澤主任】	<p>社会教育というと、生涯学習という視点に寄ってしまうところはあるのではないかと思います。</p>
吉田委員長	<p>例えば、具体的に(2)に生涯学習という言葉を入れると違いが出てくるでしょうか。村上委員、どのように思われますか。</p>
村上委員	<p>今の話で、なんとなく違いについては理解できたのですが、その方向で進めてもらおうと読んだ時に分かりやすいのかなという気がします。</p>
吉田委員長	<p>それでは、事務局で、そのような言葉をここに入れてみてください。</p> <p>そして、相談・支援の充実についてですが、外国籍のことについても入れた方が良いとのことと、一種のアウトリーチというか、来られた方でない人のことについてどのように情報を集めるか、考えをひねらないといけないかと思います。そのような情報はどこから来るのでしょうか。そもそも市で行政の相談が多いとなっていて、もちろん市の姿勢を示すので、文章としてはそれで良いと思いますが、行政でないチャンネルのところも入れると良いのでしょうか。村上委員、どのように思われますか。</p>
村上委員	<p>この区分の中で入れるとするならば(2)の3行目のあたりにある、国、県の関係機関をはじめ、NGO、NPOとの連携強化を図り、支援につ</p>

	ないでいきます、というよりも前の段階というか、それこそコメントにある趣旨を盛り込んでもらうと良いのかなど。
吉田委員長	大石委員、お願いします。
大石委員	<p>私は横浜で在日外国人の支援を NPO として行っているのですが、最初の話であった外国籍の言葉が抜けているというのは本当に同感であります。特に外国人の相談ですと、言葉の問題が出てくるのでかなり難しい。そういう意味ではしっかり向き合って解決していくという方向性で出していないとなかなか問題は解決しないように思います。</p> <p>もう一つは私の団体でもそうですが、特に外国籍の子どもたちは、在留資格が関わって、家庭の中で DV などの問題も起こっています。子どもたちの表情を見たり、痣を見つけたりと、そういうことで SOS を掴んでいくわけです。そうしないと、なかなか自分の口から、お父さんにいじめられているなどと言うことは殆ど無いわけですから。ですから、現場の事を介していろいろと情報を取っていく仕組みを作っていないと、子どもの SOS をキャッチすることは難しいと思います。現場の NGO や NPO との関係を行政が密にして情報を吸い上げていくという仕組みをどこかに入れていただくと良いのではないかと思います。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうすると、書くこととしては、NGO や NPO などとの連携強化を図り、情報把握に努めるといった一文を入れるとして、しかし NPO などと実際どのように連携して情報を吸い上げていくかについて、この中で入れられるかどうかは検討したいと思います。</p>
村上委員	(2) の見出しで、相談というところから始まっているのがあるので、その前の段階から汲み上げていくという視点を入れられると良いと思います。
吉田委員長	項目を一つ立てるような形とするのか、それとも今のような言葉を挟むような形とするのか、どうでしょうか。
村上委員	(2) の表題にある相談より前の部分が含まれるように少し言葉が入れられると良いかなと思います。
事務局【山下副部長】	村上委員からいただいたご意見についてですが、特に児童虐待の部分については、保育園の先生や学校の先生、またはドクターたちが気づくケースというのが非常に多くあります。また、近所の方から、あそこの家で子どもが良く怒られている声がする、といった通報を常に行うことができるようにするルートは、要対協という専門の所で出来ています。そちらは既に構築されておりまして、人権を進めていかなければいけないのは、その上の方針というような考えではないかと思います。それと、当事者だけでなく、ご近所の方からいただくものも相談とし

	て捉えております。そういう意味では、相談から支援という言葉に対し、特段の問題はないのではないかと感じたところです。
吉田委員長	<p>例えば、全く日本語の話せない外国籍の親子の方が来られて、子どもに対しては学習支援ということをしたわけですが、結局本人をどうしようかということで、相談窓口があることも来られた方は知らない、相談できるということも知らない、そういう頭も全く無い中で聴いてあげなければならない。そういう支援を受けることが出来ることや救済方法が分かっていない時にどうするかということを表題に入れてはどうかということで、どのように入れるかですが。</p> <p>何か良い言葉はございませんか。</p> <p>それでは、ペンディングとしておき、思いつかれましたらご提案ください。そのうえで事務局と相談してみます。</p> <p>他にその他のことで、ご意見等はございますか。</p>
植田委員	<p>第3章の1(4)の行政職員等に対しては職員などに対して求められる意識・態度・行動の内容の記載となっています。この指針の目的は、市の諸施策を人権尊重の視点から改めて捉え直し、施策を推進していくとあります。施策をブラッシュアップしていくところが、この指針の一番のアウトプットであるだろうと思います。このトーンで良いのかもしれないが、人権に配慮した施策を打ち出していくところまで切り込んで書いたほうが、(4)が文章として合ってくるように思います。</p>
吉田委員長	ありがとうございます。
植田委員	<p>再掲となるかもしれませんが、第1章1の下から3行目に小田原市の諸施策を人権尊重という視点から改めて捉え直し、方向性を明らかにするとここに書かれています。アウトプットを生んでいく施策に結びつけると明記されることはいかがでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>それでは、こちらは宿題とさせていただくということで対応したいと思います。その他何かありますでしょうか。</p>
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>それでは、次に進めさせていただきますが、別途ご意見がありましたら、言っていただきますようお願いいたします。</p>

エ 分野別人権施策に記載する人権課題について

吉田委員長	<p>次に、議題(1)エ 分野別人権施策に記載する人権課題について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題(1)エ 「分野別人権施策に記載する人権課題について」説明させていただきます。</p> <p>資料4をご覧ください。</p>

こちらは、前回の委員会の中で、他市に入っていて本市に無い分野
別人権課題を整理する必要があるとのご意見を受け、本市と他市の違
いについて整理するとともに、様々な人権課題における庁内での対応
部署をまとめた資料となっております。

まず、県内の他自治体と本市の人権課題の比較についてですが、表
内の白い丸（○）については、項目立てしている人権課題であり、黒
い三角（▲）については、様々な人権課題の一つとして記載されてい
るものです。その他として、複数の自治体では記載が無いが様々な人
権課題としてあった項目についても載せております。

人権課題の傾向を見てみますと、「女性・男女共同参画」「子ども」
「高齢者」「障がい者」「同和問題（部落差別）」「外国籍」「貧困・ホーム
レス」「患者・疾病等」「インターネット等の人権侵害」については、
多くの自治体が項目立てをしており、本市も同様であります。それ以
外には、「犯罪被害者・刑を終えた出所者」「性的マイノリティ」につ
いても多くの自治体を取り入れております。先住民族や拉致被害者等
の人権課題については、市町村では主な項目としては出ていないもの
の、多くの自治体が様々な人権課題の一つとして位置付けております。
また、東日本大震災を起因とする災害に伴う人権課題や近年では自死
について取り上げている自治体が多く見受けられます。

次に、各人権課題に対応する庁内所管部署については事務局にて各
課の主な担当業務を調べ作成いたしました。参考資料として、本年度
4月1日現在の組織機構図を別に用意しております。

全体的に見ますと、子どもや高齢者、障がい者の人権などについて
は、庁内で特化した部署があるため、そちらで基本的に対応しており
ます。人権課題の多くは、当課で対応している現状にあります。関
連すると思われる部署とは、連携を取りながら今後も人権課題にあた
っていくこととなります。

そして、ご説明してきました他自治体との比較資料を基に、新しい
指針に記載する人権課題の案として作成したものが資料5でございま
す。資料5をご覧ください。現行の指針の項目に加え、追加で項目立
てしてはどうかと考えた人権課題を盛り込んでいます。

変更点としましては、同和問題については、部落差別という表現を
付け加えた方が問題の中身が分かりやすいのではと考え修正しまし
た。また、これまでホームレスの人権としていましたが、路上生活を
されているだけでなく、生活困窮している方も含めた、貧困にかか
る人権課題と表現を変更しました。また、患者等の人権についても、
疾病に関わる対象者、そのご家族、医療に携わっている方も含めた表
現となるように変更しています。犯罪被害者等の人権課題については、

	<p>これまでも指針の中には、刑を終えた出所者の人権についての記述もありましたが、より分かりやすくするために、「刑を終えて出所した人」という言葉をタイトルに入れております。</p> <p>新たに項目立てした内容としましては、性的マイノリティと自死についてを盛り込みました。これは、最近の傾向を踏まえてのことであるとともに、本市としても性的マイノリティの方を対象としたパートナーシップ登録制度を導入したことや、自死についても、本市で毎年20人から30人くらいの方が自殺をされている現状であることを踏まえ取り上げることとしたものです。そして、本日、机上配布させていただいた追加資料として、横須賀市人権施策推進指針の抜粋を用意させていただきました。一例ではありますが、どのような内容であるか、またどういった施策が想定されるか、イメージを掴んでいただければと思います。</p> <p>さまざまな人権課題としましては、これまでに無かった、災害に伴う人権課題を入れたほか、無戸籍のことについても取り上げました。無戸籍のことについての相談件数も実態として毎年、若干数あることを受け、入れたものです。その他、県全体で拉致被害者等の人権について取り組んでいることから、こちらも追加させていただきました。また、先ほどと同様に、本日の追加資料として、県の人権施策推進指針（改定素案）の抜粋資料を用意させていただきました。災害に伴う人権や新たに出てきたケアラーの人権課題、孤独・孤立による人権課題について、どのような内容かお伝えさせていただきます。災害に伴う人権課題については、避難所運営に際してまだ人権への配慮が欠けており、女性、高齢者、障がい者、外国籍の方など、多様な視点が必要といった課題が示されています。ケアラーの人権については、過度な負担を受け、体の不調や離職を伴うこともあること、そして社会から孤立しやすい課題があること、特にヤングケアラーと呼ばれる若い世代では希望する進路に進めないといった問題にもつながっていること。孤独、孤立の人権課題としては、ひきこもりの方、高齢者の孤立死の問題などが挙げられています。ケアラーの人権課題や孤独・孤立による人権課題については、子どもの人権や高齢者など関連する人権課題の中で盛り込むことを検討してはどうかと考えています。</p> <p>以上のような形で新たな指針における分野別人権課題を進めていきたいと考えております。議題（1）エについての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。1つ付け加えるとすれば、犯罪被害者等の人権について、刑を終えて出所した人を追加していますが、小田原市は少年院があり、保護司が活発的に活動しています。指針を作成</p>

	<p>した時も意見が出ましたが、その時の議論では犯罪被害者の方と刑を終えた方の順番をどうするかということで、犯罪被害者等という表記の仕方となっています。刑を終えた方のことを書かないという選択は無かったが、そのような議論となりました。表題に出すことで、どちらを先に出すかという事があるので、気に留めておいていただきたいと思います。</p> <p>ホームレスについては、貧困だけが原因ではなく、資産がある方でもホームレスとなっている状況です。疾病等の課題ともクロスすると思われませんが、相互に関係があるので、切り分けて考えることが難しいところであると思います。</p> <p>私からの意見はそのくらいで、他にご意見等がある方はおられますか。</p>
神谷委員	<p>質問ですが、現行指針では女性の人権が1番、子どもの人権が2番となっているが、この順番について意図はあるのでしょうか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>現行指針を作成した時は、神奈川県指針を基に作成したと聞いていますので、恐らく県の指針の順番に合わせたと推測しています。</p>
神谷委員	<p>最初に来るのは、この場合、女性の人権ですが、今後新しく入れていこうとするものを1番とするとインパクトもあり、メッセージ性もあると思ったので、順番をどのようにするかということを確認しました。</p>
事務局【大澤主任】	<p>ご意見でいただいた順番については、事務局としてもどうすべきか検討しています。他市の状況を見てみますと、新しく取り入れる課題については、「新」という文字を入れる対応をしている自治体が多くあります。法務局でも人権課題について列挙していますが、そういうところを参考に順番を決めている自治体が殆どではないかと考えられます。</p>
瀬戸委員	<p>女性の人権が1番にありますが、人権の会議に出るにあたっては、まず女性の人権ということがイメージされます。女性の人権を認め合うことは、すべて皆が平等となる基本ではないかと思えます。それは、男女が同じことをするのではなく、それぞれ持っているものを出し合えるような形となれば平等ではないかと思えます。女性の人権だから全てリーダーにということではなく、それぞれ特色を持ち、それを活かせるようにしてもらいたいと思っています。</p>
吉田委員長	<p>日本は国際的に見ても女性の人権が進んでおらず、これが冒頭にあってもおかしくないのではないかと思います。どれかを最初として、どれかを最後とするしかないですが、重点課題として取り上げられてもおかしくないとは思っています。</p>
瀬戸委員	<p>全部必要ではありますが、これから平等に皆が暮らしていく人権の</p>

	基本であるような気がしておりますので、意見として述べさせていただきます。
志澤委員	新しい指針について、県の改定素案に載っていますケアラー・ヤングケアラーの人権課題として、高齢化社会の中で身近にヤングケアラーの方がとても増えています。思うように部活動が出来ないといった状況がありますので、小田原市においてもこの課題を入れてはどうかと思いますがいかがでしょうか。
吉田委員長	それは、表題としてということでしょうか。
志澤委員	子どもの人権として出すか、そのあたりは委員の皆さんの意見をいただければと思っています。
吉田委員長	今のところ事務局案では、疾病等の課題に入れるような説明であったかと思いますが、ヤングと言った場合、大学生であるなど成人している場合もあります。そうすると、子どもの課題となるのか疾病等の話となるのか、言葉として出てくることになるかと思います。 立てた表題に従って今後進めていくこととなります。性的マイノリティの人権、自死にかかる人権課題を新たに載せることについて、委員の皆さんから意見はありますか。
※委員から意見なし	
吉田委員長	そうすると、様々な人権課題の中には他市で立てている、災害に伴う人権課題や拉致被害者のことなどがございます。そのこの扱いについて、新たに表題とするべきか、このままの扱いで良いかどうか、どのようにお考えでしょうか。 災害に伴う人権は指針を策定したのが東日本大震災の前でありましたので、そこまで注目されておらず、恐らく議論としては外国籍の方にどのようにして避難場所を伝えるかということで、県でも多言語の説明文などがその後出来てきた状況であったかと思います。指針を作成した時期にもよるわけですが。婚外子などはどうでしょうか。まだ、差別などは残っているのでしょうか。拉致被害者については、小田原市では対象の方はいないと聞いておりますが。
事務局【大澤主任】	対象者はいないと聞いております。
吉田委員長	他市では、対象者の方がいらっしゃって、それで項目立てをしているということもあるかと思います。 それでは、これで当面は進めることでよろしいでしょうか。もちろん、後でこれは項目を立てたほうが良いというように振り返って議論することが出てくるかもしれませんが、問題はあまり時間が潤沢ではなく、来年度で作業を終えたいとなりますと、バタバタとしますので、前からいくつかの課題を順番に議論していくような形で進めていくことになろうかと思っています。今のところ問題状況を把握しておくことが

	<p>必要かと思えます。</p> <p>当面はこれでよろしいでしょうか。進めてみて、犯罪被害者の人権と刑を終えた方の人権のところも、その議論に来た時に考えていくということ。</p> <p>様々な人権課題のところでも少し時間が残るようにしていただいて、表題に載せる必要があるとのこととなれば、そこで議論させていただくということ。</p> <p>ご意見・ご質問がこの段階で無いようであれば、この議題についてはこれで終了とさせていただきます。</p>
--	--

オ 次回委員会の進め方について

<p>吉田委員長</p>	<p>次に、議題（１）オ「次回委員会の進め方について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局【大澤主任】</p>	<p>続きまして、議題（１）オ 「次回委員会の進め方について」説明させていただきます。</p> <p>第３回の委員会については、来年３月の中旬から下旬頃での開催を予定しております。内容としましては、本日の委員会を受けての調整事項等の協議を行うとともに、分野別人権課題についての具体的な議論に入っていきたいと考えております。</p> <p>分野別人権課題については、新たに項目立てする課題として、性的マイノリティの課題や自死にかかる課題を挙げさせていただきましたが、これらについてはある程度時間をかけて、どのような施策とするのか協議をしていく必要があると思っています。また、関係する所管部署の職員にも委員会へ出席していただき、人権施策についての取組みを伺うといったことが想定されますが、その場合は事前に他部署へ伺いたい質問などを伝えておくことで、効率的な協議ができると考えております。</p> <p>現行指針を策定した際には、高齢者、障がい者、患者等の福祉関係分野についてまとめて協議していた他、女性、子ども、同和問題などの自治体においても項目立てしている課題をまとめて協議しているという状況でございました。</p> <p>以上のことから、次回委員会においては、新たに項目立てを検討する課題についての協議を行いたいと思っています。それ以外で協議する課題としては、女性、子ども、同和問題、外国につながる方の人権について、協議することを提案させていただきたいと思えます。高齢者、障がい者、貧困にまつわる人権課題、疾病にかかる課題といった福祉関係の部署を主とする人権課題及び分野別として掲げる課題については第４回目以降の会議で協議をしていきたいと考えております</p>

	<p>が、協議する時間が不足することが考えられます。その際は進捗状況を踏まえ、スケジュールを改めて調整し、協議時間を確保してまいります。</p> <p>そして、関係する所管部署において取り組んでいきたい人権施策を反映した分野別人権課題の素案を作成し、委員の皆様事前に提供していただき、質問事項やご意見をいただき、会議当日に回答できるようにしたいと考えています。</p> <p>以上のように次回委員会を進めていきたいと考えております。委員の皆様からご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>議題（1）オ の説明は以上でございます。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございました。少し気になったことですが、項目立てについてはまだ合意が得られていないような段階ですので、さまざまな人権課題を次の会議で行うのか、最後に行うのか、できれば小田原市に入っていない項目について、本日の資料をもって意見交換をしたいと思えます。資料を持ち帰っていただき、この項目は入れたほうが良い、或いは入れなくてよいなどの考えをまとめていただいて。次回はどうか、資料をもう少し出していただいたほうがよいでしょうか。性的マイノリティと自死とさまざまな人権課題について、委員の皆様の見解があるようです。</p>
事務局【大澤主任】	<p>さまざまな人権課題については、どこまで載せるのかということがございます。全て入れることで総花的な形となりますが、他を見ますと例えば就労者の人権と言っても、ハラスメントにも係る話であり、女性の人権にも係る話でもあるなど、いろいろな所に関係してきます。自治体によって見せ方は異なりございますので、さまざまな人権課題として載せることはどうかについては、委員長がおっしゃっていただいたように、委員の皆様から今の考えで良いのではないかと、この項目は外してこちらに含めた方が良いのではないかと、例えばケアラーの人権をさまざまな人権課題の一つとして載せたらどうかなどご意見があるかと思えます。ご意見がございましたらおっしゃっていただけますと助かります。</p>
吉田委員長	<p>時間としてはあまり取れないかもしれませんが、ここでどうするかということを知る時間を設けたいと思えます。</p> <p>就労という話がありましたが、市と県で分かれていて、労働関係は通常は県の分担ですが、ハラスメントなどがあるため他の市町村では入れているところがありますので、それも一つの課題であります。指針を策定した際は、県の分担でありますので、項目としては入れていなかったという経過です。</p> <p>いろいろとありますので、少し整理が必要かと思えます。</p>

吉田委員長	次回、何を行うかについては、担当部署から説明してもらおう都合もありますので、女性、子ども、外国籍、それから新たな性的マイノリティ、自死、さまざまな人権課題が提案として挙がっておりますが、それでよろしいでしょうか。
※委員からの異議なし	
吉田委員長	それで進めてみて、問題がありましたら対応するということで、よろしく願いいたします。

(2) その他

吉田委員長	次に、議題(2)「その他」として、事務局から説明をお願いいたします。
事務局【大澤主任】	先ほど話を少し触れさせていただきましたが、次回の会議については年度末近くでいろいろと忙しい時期であるかと思いますが、3月中旬から下旬で開催したいと考えています。 早めに日程を確定させたいと考えていますので、1月7日までに日程のご回答をお願いいたします。皆様ができる限り出席できる日にて調整したいと思います。よろしく願いします。 また、前回同様に提案シートを付けておりますので、ご意見、ご質問などがありましたらご記入いただければと思います。
吉田委員長	ありがとうございます。その他として委員の皆様から何かご発言したいことなどはございますか。
瀬戸委員	次回議論する内容が高齢者のことなどであれば、この提案シートに書いてもよろしいのですか。次回はどのようなことを議論するのか分かっているのですか。この質問は何でも良いということですか。
事務局【大澤主任】	今の時点では、今回の2回目の会議を受けてのご意見・ご質問等となります。 この人権課題について進めていきましたとなった時に、これから庁内で照会をさせていただき、各所管で取り組んでいる施策の事業がございます。また、これから取り組んでいきたい事業などがあるかと思っておりますので、そのあたりを引き出していきたいと思っています。そういった情報を吸い上げた中で、事務局で素案を作らせていただき、事前に委員の皆様へ新しい指針に当てはめた形でお示しして、それを見ていただきたいと思っています。そのうえで、もっとこうした考えを入れたほうが良いのではないかといったご意見をいただきたいと考えています。
五十嵐委員	よく分かりました。事務局から1週間くらい前には届くという認識でよろしいですか。
事務局【大澤主任】	はい。1週間前であると少し時間が足りないかと思っておりますので、も

	う少し早くお示しさせていただいたうえで、課題として足りないところであるとか、ご意見などを返していただき、質問事項があれば関係する所管課と内容を詰めたうえで当日に臨む形をとりたいと思います。
吉田委員長	他の委員の皆様はよろしいでしょうか。
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	それでは、本日の議題は以上となります。円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございます。次回会議についても対面で出来ることを期待しております。本日はありがとうございました。